

平成31年度JEES・ソフトバンクAI人材育成奨学金
(ソフトバンクAI人材育成スカラーシップ)
募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、ソフトバンク株式会社(代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙 氏)のご支援により、「JEES・ソフトバンクAI人材育成奨学金(ソフトバンクAI人材育成スカラーシップ)」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

AIが全ての産業でより幅広く活用され、各産業の在り方を変えていく時代を見据えて、今後の産業の発展を担う「AI人材」の育成に貢献することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者であるソフトバンク株式会社(以下「寄付者」という。)は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念のもと、モバイル事業やインターネット事業を行っている。本奨学金を通じて、「AI人材」の育成に寄与するため、AI分野を学修・研究する学生を経済的に支援すると共に、その次の世代がAIに興味を持ち、その道を志す契機となることを願い、資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成31年4月時点で、日本国内の大学(以下「大学」という。)の大学院修士課程1年次(区分制及び一貫制博士課程の1年次を含む。)に正規生として在籍予定の者。国籍は問わない。(在留資格が「留学」の場合は、私費留学生であること。)大学は寄付者と協議の上選定した指定校とする。
- (2) 人工知能(AI)分野(情報工学、情報科学、統計学等)の学修・研究に取り組む者。
- (3) 修学の目的又は計画が明確で、支援の効果が期待できる者。
- (4) 品行方正で、学業成績が優秀な者。
- (5) 平成31年4月時点の在籍大学の長の推薦を受けることができる者。
- (6) 日本語で面接を受けることができる者。
- (7) 社会人学生(休職中を含む。)でない者。
- (8) 平成31年9月30日時点で28歳未満の者。

4. 採用人数

最大100名

5. 奨学金等

月額奨学金	80,000円
一時金	40,000円 (一時金は平成31年7月に支給する。)

6. 支給期間

平成31年4月より平成32年3月までの1年間(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。
- (3) 応募・推薦書類は、郵送するとともに、データをix@jees.or.jpにメールで送付するものとする。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(様式1、別紙1、別紙2。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(直近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) | 1通 |
| (4) 学業成績証明書(大学在籍期間中に取得した成績がすべて記載されているもの。) | 1通 |

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成31年1月4日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について寄付者とともに書類及び必要に応じて面接による選考を行い、受給者を決定する。なお、面接は平成31年2月中に寄付者指定場所で行う。ただし、大学が遠隔地の場合はオンライン面接となる場合がある。結果は、平成31年3月中を目途に大学を通じて通知する。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、大学を通じて遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は大学を通じて、大学卒業後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告しなければならない。
- (5) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、インターンシップへの応募、交流会等への参加及びアンケート等への回答をしなければならない。(インターンシップ応募期間は平成31年4月～6月、参加期間は平成31年8月～9月の予定。)
※インターンシップは有給となるため、就業制限のある在留資格を持つ外国籍の者は、平成31年7月末までに資格外活動許可を取得すること。

13. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は終了する。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給決定前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨通知しなければならない。また、本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、本奨学金寄付者と共同して、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会及び本奨学金寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ①応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ②応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用することがある。
- ④応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に使用することがある。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上